

法令索引

あ



航海当直基準	三三三	港湾労働法施行規則	(二〇三)	経過措置を定める政令	六三三
航海に関する記録を定める告示	三四四	港湾労働法施行令	(二〇五)	国際海上物品運送法	六四三
航海ノ制限等ニ関スル件	三四五	小型漁船安全規則	(二〇六)	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	六四五
航海用具の基準を定める告示	三四六	小型漁船の基準を定める告示	(二〇七)	等に関する法律	六五五
港則法	三四七	小型漁船の総トン数の測度に関する省令	(二〇八)	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	六六五
港則法施行規則	三四八	小型漁船の総トン数の測度に関する政令	(二〇九)	等に関する法律施行規則	六七五
港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示	三四九	小型造船業法	(二一〇)	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	六八五
港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号	三五〇	小型造船業法施行規則	(二一〇)	等に関する法律施行規則第一条第一項第五号の船舶を定める告示	六九一
港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号	三五一	小型船舶安全規則	(二一〇)	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	六九二
港則法施行規則の危険物の種類を定める告示	三五二	小型船舶安全規則第五十八条第二項第一号口の設備を定める告示	(二一〇)	等に関する法律施行規則第七条第四項の保	六九三
港則法施行令	三五三	小型船舶検査機構に関する省令	(二一〇)	安確認書に関する告示	六九四
交通政策審議会令	三五四	小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省	(二一〇)	号の船舶を定める告示	六九五
甲板積み木材の締めつけの方法を定める告示	三五五	小型船舶検査機構が特定試験事務を行う事務所の管轄区域の告示	(二一〇)	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	六九六
航路等を記載する海図の指定に関する告示	三五六	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	(二一〇)	等に関する法律施行規則第十六条第一項第十二号の国際航海日本船舶の保安の確保のため	六九七
航路標識の設備の基準等を定める告示	三五六	小型船舶操縦士試験機関が特定試験事務を行う事務所の管轄区域の告示	(二一〇)	必要な事項を定める告示	六九八
航路標識法	三五七	小型船舶登録規則	(二一〇)	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	六九九
航路標識法施行規則	三五八	小型船舶登録規則第一条第六号の船舶を定める告示	(二一〇)	等に関する法律施行規則第七十四条第二項	七〇〇
港湾運送事業抵当登記規則	三五九	小型船舶登録規則第二条第五号の水域を定める告示	(二一〇)	及び第七十六条第二項の海上保安官署の長	七〇一
港湾運送事業法	三六〇	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	(二一〇)	を定める告示	七〇二
港湾運送事業法施行規則	三六一	等に関する法律施行規則第七十七条第二号の船舶を定める告示	(二一〇)	等に関する法律の施行に伴う	七〇三
港湾運送事業法施行令	三六二	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	(二一〇)	法律の施行に伴う	七〇四
港湾調査規則	三六三	等に関する法律施行規則第八十三条の権限の委任に関する告示	(二一〇)	法律の施行に伴う	七〇五
港湾法	三六四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	(二一〇)	法律の施行に伴う	七〇六
港湾法施行規則	三六五	等に関する法律の使用に関する省令	(二一〇)	法律の施行に伴う	七〇七
港湾法施行令	三六六	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保	(二一〇)	法律の施行に伴う	七〇八
港湾労働法	三六七	等に関する法律の施行に伴う	(二一〇)	法律の施行に伴う	七〇九



法 令 索 引





法 令 索 引

内航海運業法施行規則………	一〇六	理に関する政令第三条第二項の表の第三号に規定する粉碎装置の技術上の基準を定める省令	三九三
内航船舶輸送統計調査規則………	一〇七	内航船舶輸送統計調査規則	三九四
内航船舶運合法施行令………	一〇八	内航船舶運合法施行令	三九五
内航船舶連絡組合法………	一〇九	内航船舶連絡組合法	三九六
内航船舶連絡組合法施行規則………	一〇一	内航船舶連絡組合法施行規則	三九七
二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負担の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示………	二〇三	二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負担の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示	二〇四
二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示………	二〇六	二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示	二〇七
二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令………	二〇九	二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令	二一〇
日英間船舶検査互認方二関スル件………	二一七	日英間船舶検査互認方二関スル件	二一八
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律………	二二四	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律	二二五
日本船舶であることの証明書交付規則………	二二六	日本船舶であることの証明書交付規則	二二七
廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令………	二二九	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令	二三〇
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律………	二三二	排他的経游水域及び大陸棚に関する法律	二三三
災害の防止に関する法律等の適用關係の整理に関する政令………	二三五	災害の防止に関する法律等の適用關係の整理	二三六
排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用關係の整理に関する政令………	二三八	排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用關係の整理	二三九
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律………	二四〇	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	二四一
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法………	二四七	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法	二四八
満載喫水線規則………	二五五	満載喫水線規則	二五六
水先法施行規則………	二五六	水先法施行規則	二五七
水先法施行規則第九条の三第二項、第十条第二項及び第十四条第一項第五号の国土交通大臣が定める医師を定める告示………	二七一	水先法施行規則第九条の三第二項、第十条第二項及び第十四条第一項第五号の国土交通大臣が定める医師を定める告示	二七二
水先法施行規則第二十二条の五第五号の国土交通大臣が定める基準を定める告示………	二七八	水先法施行規則第二十二条の五第五号の国土交通大臣が定める基準を定める告示	二七八
水先法施行規則の一部を改正する省令附則第四項の国土交通大臣が定める回数を定める告示………	二九五	水先法施行規則の一部を改正する省令附則第四項の国土交通大臣が定める回数を定める告示	二九六
埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示………	二九九	埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示	二九九
埠頭保安規程等に記載すべき事項に関する告示………	三〇〇	埠頭保安規程等に記載すべき事項に関する告示	三〇〇
埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示抄………	三〇一	埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示抄	三〇一
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律………	三〇二	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律	三〇二
未払賃金の立替私事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令………	三〇三	未払賃金の立替私事業に係る船員の立替払賃金の請求の手續等に関する省令	三〇三
有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令………	三〇四	有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令	三〇四
有害液体物質の排出率等を定める省令………	三〇五	有害液体物質の排出率等を定める省令	三〇五
溶接工の技りょうに関する試験の方法等を定める告示………	三〇六	溶接工の技りょうに関する試験の方法等を定める告示	三〇六
余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令………	三〇七	余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令	三〇七

離島航路整備法.....	二五三
離島航路整備法施行規則.....	二七〇
領海及び接続水域に関する法律.....	四八〇
領海等における外国船舶の航行に関する法律.....	三〇〇
領海等における外国船舶の航行に関する法律施行規則.....	三〇〇
領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令.....	三〇六
臨時船舶建造調整法.....	二五二
臨時船舶建造調整法第二条の規定に基く船舶の建造許可の判断の基礎となる事項.....	二五三
臨時船舶建造調整法施行規則.....	二五七
臨時船舶建造調整法施行令.....	二五七
労働関係調整法.....	二五五
労働関係調整法施行令.....	二五五
労働基準法(抄).....	二五〇
労働組合法.....	二六三
労働組合法施行令.....	二六六
ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示.....	二六七